

公益社団法人狭山市シルバー人材センター役員報酬等及び費用に関する規程

平成23年6月28日

規程第11号

改正 平成28年 6月21日 規程第 4号 平成30年 8月21日 規程第 2号

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人狭山市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条第3項の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、センターを主たる勤務場所とし、週3日以上センターの業務に従事する理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤理事以外の理事及び監事をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等及び費用の支給)

第3条 センターは、常勤理事及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事の報酬は月額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、月の途中で就任し、又は退任した場合の報酬は、日割りをもって支給するものとする。この場合において、当該報酬に1円未満の端数が生じたときは、切り上げる。
- 4 非常勤役員の報酬は理事会及び監査のほか、役員の職務として出席するものについてその都度日額とする。
- 5 役員には、退任に際し退職手当を支給する。
- 6 役員には報酬、退職手当及び費用以外は支給しない。
- 7 常勤理事がセンターの使用人を兼ねる場合は、職員給与規程に定める給与又は嘱託職員就業規程に定める賃金及び旅費規程に定める旅費以外は支給し

ない。

一部改正[平成28年 規程第4号]

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤理事の報酬は、別表1に定める金額の範囲内として、理事会の承認を得て、決定するものとする。

2 非常勤役員の報酬は、別表2に定める金額とする。なお、別表2の第1号及び第2号のいずれにも該当する場合は、第1号を適用するものとする。

3 役員の退職手当は、退任時の役職及び在職期間に応じて別表3に定める金額とする。

4 役員が退任した場合において、その者が退任の日又はその翌日に再び役員となったときは、前項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

(報酬の支給日)

第5条 常勤理事の報酬は、月額をもって支給するものとし、支給日は職員給与規程に定める支給日を準用するものとする。

2 非常勤役員にあつては、理事会出席等の都度支払うものとする。

(費用)

第6条 センターは役員が職務の遂行に当たって負担した費用について支払うことができる。また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

2 費用の額は、別表4により実費相当額及び予算の範囲内において支給する。

(報酬等及び費用の支給方法)

第7条 報酬等及び費用の支給について振り込みの申し出があるときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことにより支給することができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第8条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に

関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 この規程施行の際、前項の規定による施行日前に特例民法法人狭山市シルバー人材センターの役員であった者の退職手当に関する在職期間の算定については、この規程による相当規定による在職期間とみなして適用するものとする。

附 則

この規程は、理事会の承認を受けたとき施行し、平成28年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、理事会の承認（平成30年8月21日）のあった日から施行し、平成30年6月1日から適用する。

別表1 常勤理事の報酬

常勤理事	
(1) 理事長	108万円までの範囲内 (年額)
(2) 副理事長	96万円までの範囲内 (年額)
(3) 常務理事	108万円までの範囲内 (年額)

別表2 非常勤役員の報酬

(1) 理事会及び監査	3,000円 (日額)
(2) その他役員の職務として出席するもの	2,800円 (日額)

別表3 役員退職手当

在職期間	理事長	理事長以外の役員
2年以上	20,000円	10,000円
3年以上	25,000円	13,000円
4年以上	30,000円	16,000円
5年以上	35,000円	19,000円
6年以上	40,000円	22,000円
7年以上	45,000円	25,000円
8年以上	50,000円	28,000円
9年以上	55,000円	31,000円
10年以上	60,000円	34,000円

備考

- 1 在職期間の計算にあたっては、総会の日から次の総会の日までを1年とする。
- 2 役員が退任前に死亡した場合は、この表の基準により、その遺族に退職手当を支給する。
- 3 役員が退任前に死亡した場合において、役員としての在職期間が2年に満たないときは、その遺族に退職手当として10,000円を支給する。

一部改正[平成28年 規程第4号]

別表4 費用の額

(1) 役員の出張等に係る費用	旅費規程に定める額
(2) その他	実費相当額